

第2章 区域施策編

第1節 計画の基本的事項等

1-1 計画の基本的事項

(1) 計画の目的及び位置づけ

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、本章では「本計画」という。）は、市域から排出される温室効果ガスの排出を抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、市民、事業者、市等の各主体が、総合的かつ計画的に取り組めるよう定めるものです。

本計画は、市川市環境基本計画に定める「地球温暖化の防止」に関する施策を推進していくための実行計画としても位置づけられています。

また、市で推進するその他の環境に関する計画や事業と整合を図ります。

表 2-1-1 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の根拠法令と目的

根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条 第4項
目的	市川市域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出抑制・削減に向けた市民、事業者、市等の各主体による総合的かつ計画的な取組の推進

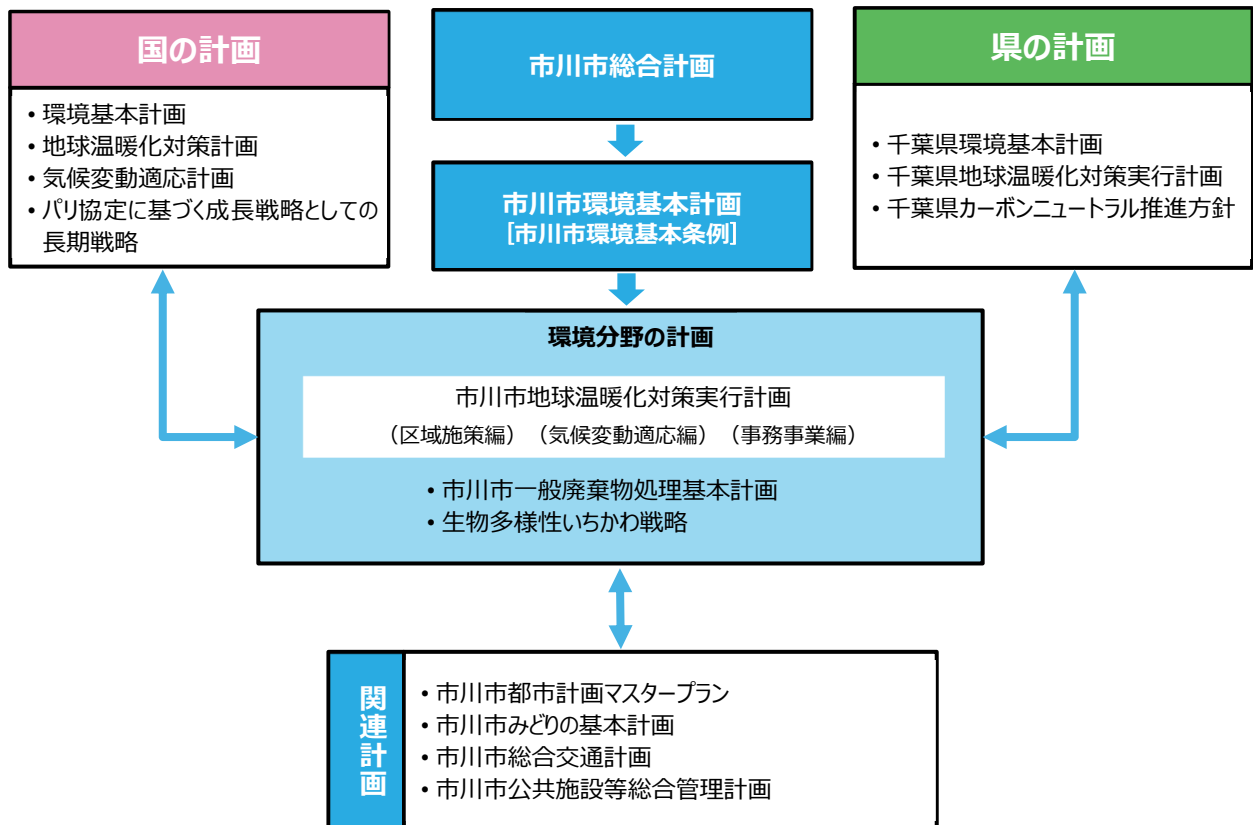


図 2-1-1 本計画の位置づけ

表 2-1-2 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関する本市の計画について

■ 本計画の上位計画

① 市川市総合計画	
目的	・本市の将来都市像の実現に向け、基本的な施策を定めるもの。
対象範囲	・各分野における計画や事業展開の指針として全ての分野が対象。
② 市川市環境基本計画	
目的	・本市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために定めるもの。
対象範囲	・「地球温暖化・気候変動」、「ごみの減量・資源化」、「自然環境」、「生活環境」、「協働」の5つの分野が対象。

■ 本計画と関連が強い計画

① 市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） ※第4章	
目的	・市の事務及び事業に起因する温室効果ガスの排出量を削減するため、創エネ・省エネ・省資源に関する取り組みを推進するもの。
対象範囲	・市川市が実施している事務や事業が対象。
② 市川市気候変動適応計画 ※第3章	
目的	・気候変動の影響による障害の回避・軽減対策（適応策）に取り組むためのもの。
対象範囲	・市川市で想定される気候変動による影響が対象。
③ 市川市一般廃棄物処理基本計画	
目的	・「資源循環型都市いちかわ」を目指して、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理推進を図るためのもの。
対象範囲	・市川市の区域内で発生する一般廃棄物（ごみ）が対象。
④ 生物多様性いちかわ戦略	
目的	・生物多様性の保全と持続可能な利用の総合的かつ計画的な推進を図るためのもの
対象範囲	・市川市内における緑地や水辺等の自然環境や、動物・植物等の生物が対象。

(2) 計画期間

2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とします

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とします。

取組の進捗・成果を測る計画の基準年度は、国の温室効果ガス削減における中期目標の基準年度である2013（平成25）年度とします。

(3) 計画の基本理念

地球温暖化による環境の変化を軽減するため、二酸化炭素排出量実質ゼロのカーボンニュートラルシティを実現するには、市民、事業者、市の各主体が、地球温暖化の進行がもたらす危機感を共有し、市川市の特性や現状を踏まえ、協働して目標達成に向け積極的に取り組んでいくことが必要です。

また、脱炭素社会に向けた取り組みは、地球温暖化対策だけにとどまらず、

- ・断熱性能の高い省エネ住宅の普及など、住まいの質の向上による「**健康の維持増進**」
- ・まちの緑化や交通対策の推進等による「**快適な都市空間の実現**」
- ・災害拠点をはじめとした公共施設へ太陽光発電設備や蓄電池等の自立可能な電源設備を導入することによる「**災害時・緊急時に向けた対応の強化**」
- ・環境の変化に対応した新しい技術の開発・導入等による「**地域経済の活性化**」
- ・市川市の特性を活かした環境変化への対応などによる、「**市川市独自のサービスやライフスタイルの創出**」

といった市民生活やまちの魅力の向上にもつながります。

そこで、温暖化対策を推進し、将来にわたって、市川市を魅力あるまちとしていくために、本計画の基本理念を次のとおり定めます。



(4) 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、本計画では以下の基本目標に基づき地球温暖化対策を推進していきます。

基本目標 1 エネルギーの効率的利用

資源・エネルギーの効率的な利用を推進するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用拡大に取り組んでいきます。

基本目標 2 カーボンニュートラルに向けたまちづくり

ごみの排出量削減、次世代自動車や公共交通機関の利用、まちの緑化などを推進することにより、カーボンニュートラルに向けたまちづくりに取り組んでいきます。

基本目標 3 一人ひとりの率先的な脱炭素行動※

市民、事業者、市が地球温暖化の進行による深刻な影響や危機感を共有し、協働により、環境に配慮した行動を実行する環境づくりを進めます。

※脱炭素行動とは、二酸化炭素排出量を削減するための行動です。カーボンニュートラルの実現に向けて、一人ひとりの行動が求められます。

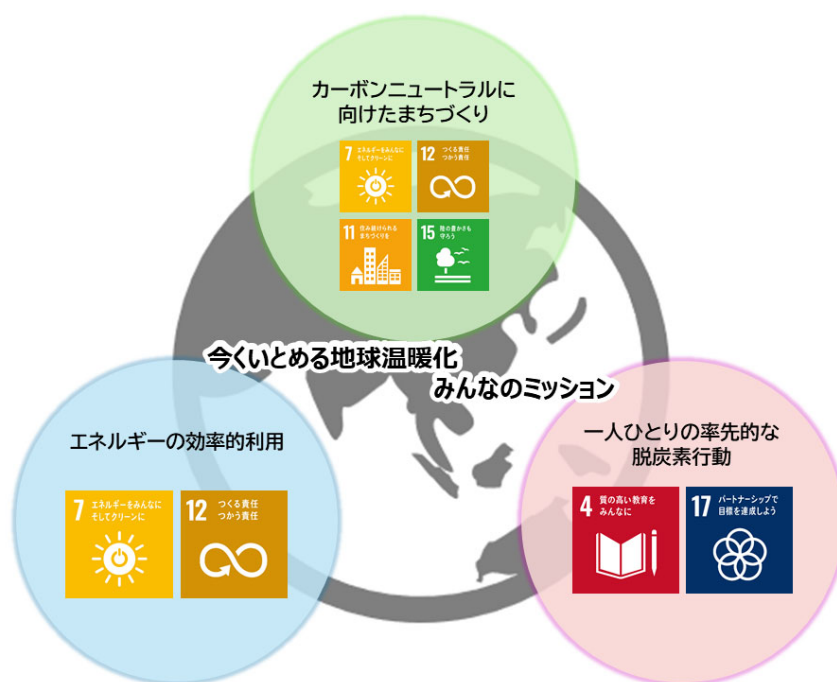


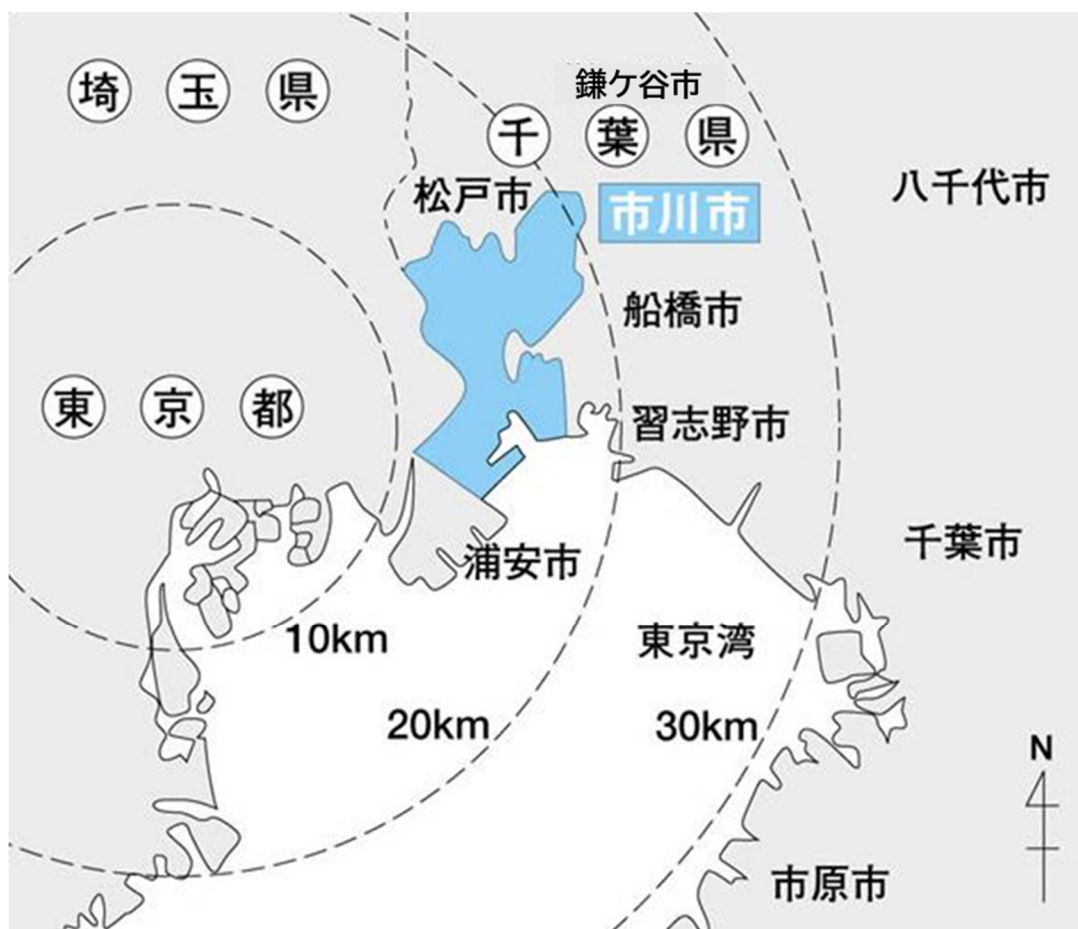
図 2-1-2 計画の基本理念・目標

1-2 市川市の地域概要

(1) 地勢

本市は、千葉県の北西部に位置し、西は江戸川を隔てて東京都（江戸川区）に相對し、東は船橋市、鎌ヶ谷市、北は松戸市、南は浦安市に接して東京湾に臨んでおり、都心から約20km圏内の良好な郊外住宅都市として発展しています。

市域の総面積は56.39km²、東西の距離は8.2km、南北の距離は13.4kmです。地勢は、南部は標高2~3mの平坦地で、北部一帯は20m程度のなだらかな台地となっています。

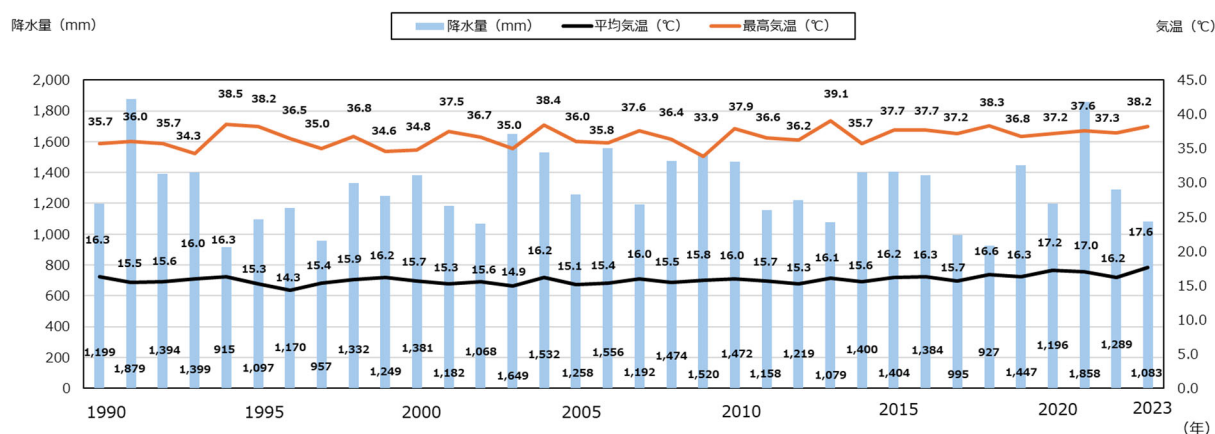


出典：市川市ホームページより

図 2-1-3 市川市の位置

(2) 気候

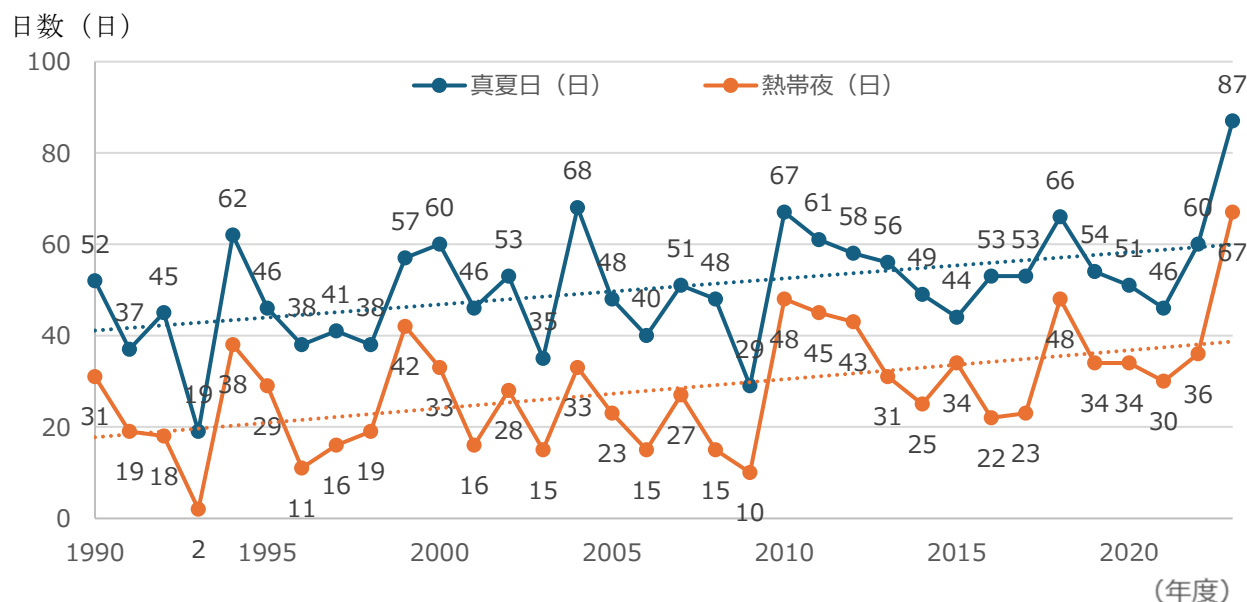
本市の平均気温、最高気温は、ほぼ横ばいで推移してはいましたが、近年、微増の傾向があります。



出典：市川市統計年鑑より

図 2-1-4 市川市の平均気温、最高気温及び降水量の推移

また、熱帯夜（夜間の日最低気温が 25℃以上の日）、真夏日（日最高気温が 30℃以上の日）の日数についても、増加傾向にあります。



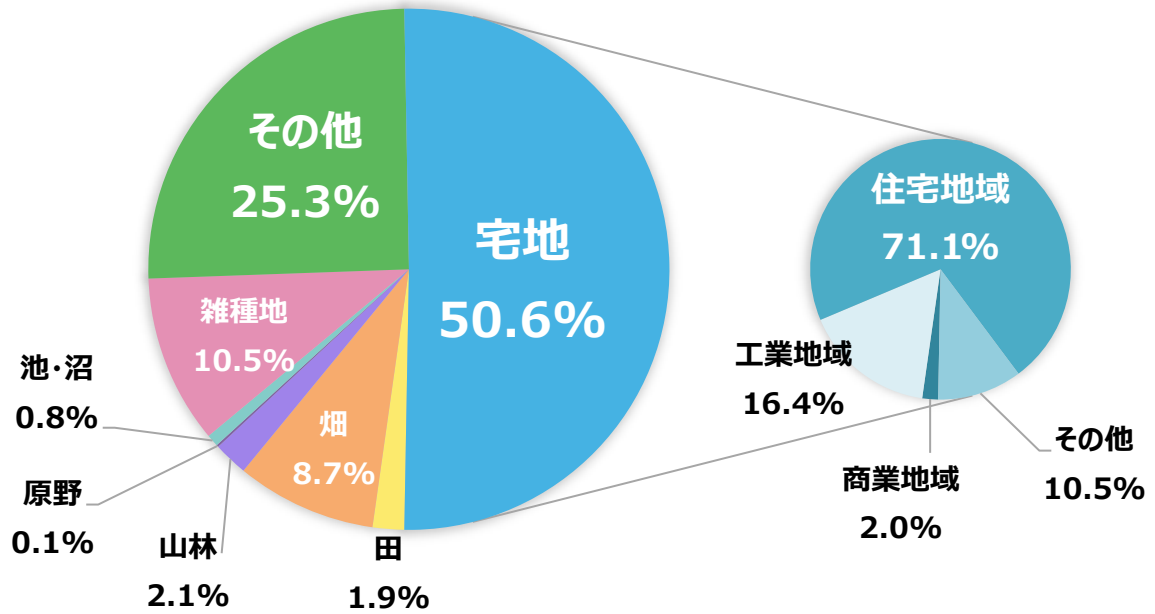
注：点線は、線形近似による長期変化傾向を示す（有意性がある）

出典：気象庁ホームページ（千葉特別地域気象観測所（千葉市）の観測データ）より作成

図 2-1-5 熱帯夜及び真夏日の日数の推移（1990～2019年）

(3) 土地利用

市の総面積のうち、宅地の占める割合が50.6%と高くなっています。一方で、田は1.9%、山林は2.1%と低いことが特徴となっています。



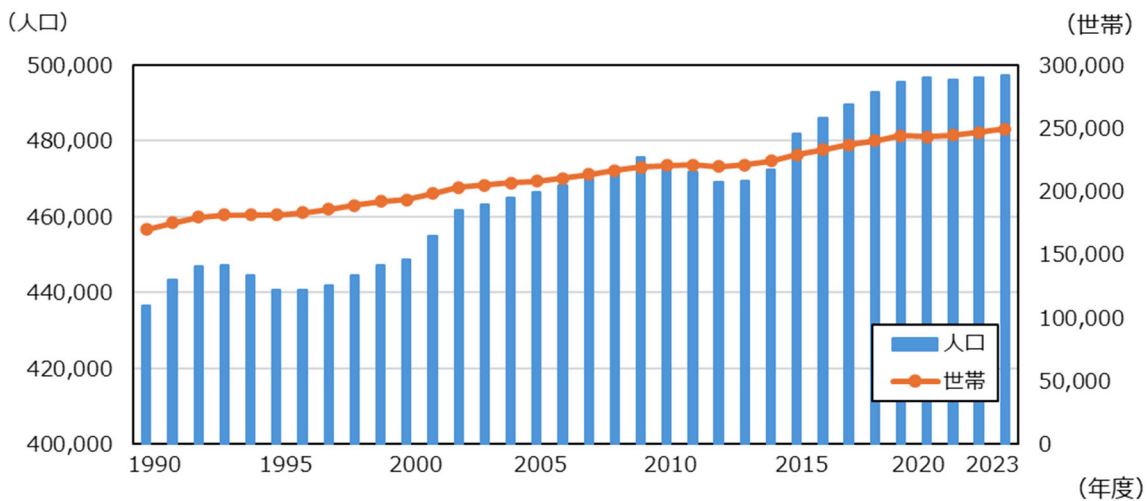
出典：千葉県統計年鑑、市川市統計年鑑より

図 2-1-6 市川市の地目別面積構成比 (2023 (令和5) 年 1 月 1 日現在)

(4) 人口及び世帯数の推移

2023（令和5）年10月1日現在、本市の人口は497,394人、世帯数は249,520世帯となっています。

本市は都心に近いことから、通勤の便が良くベッドタウンとしての条件に適しているため、昭和40～60年代にかけて人口が著しく増加しましたが、その後は少子化や世帯構成人数の減少、景気低迷等に伴い減少傾向にありました。しかし、近年は、駅周辺を中心として高層住宅の増加などが進み、2013（平成25）年3月以降は再び増加傾向にあります。また、世帯数は構成人数の減少の影響もあり、年々増加しています。

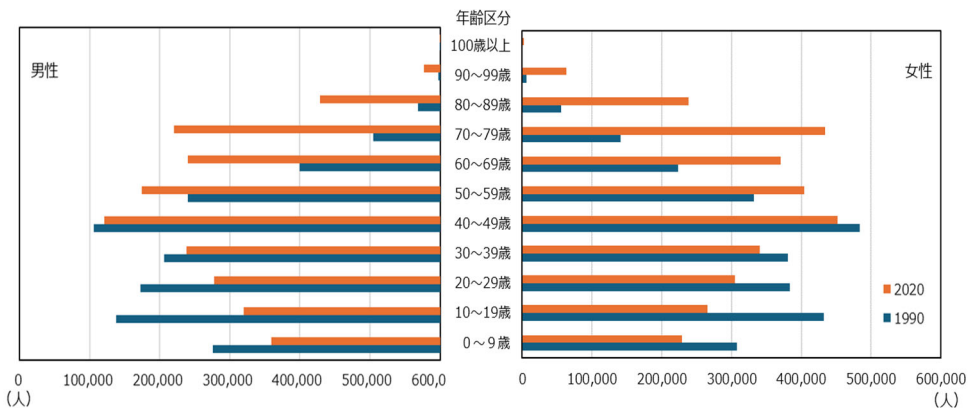


出典：市川市統計年鑑より

図 2-1-7 人口及び世帯数の推移

(5) 年齢階層別人口構成

全国的な傾向と同様に、2020（令和2）年と1990（平成2）年の年齢階層別人口構成を比較すると、少子高齢化が進んでいます。

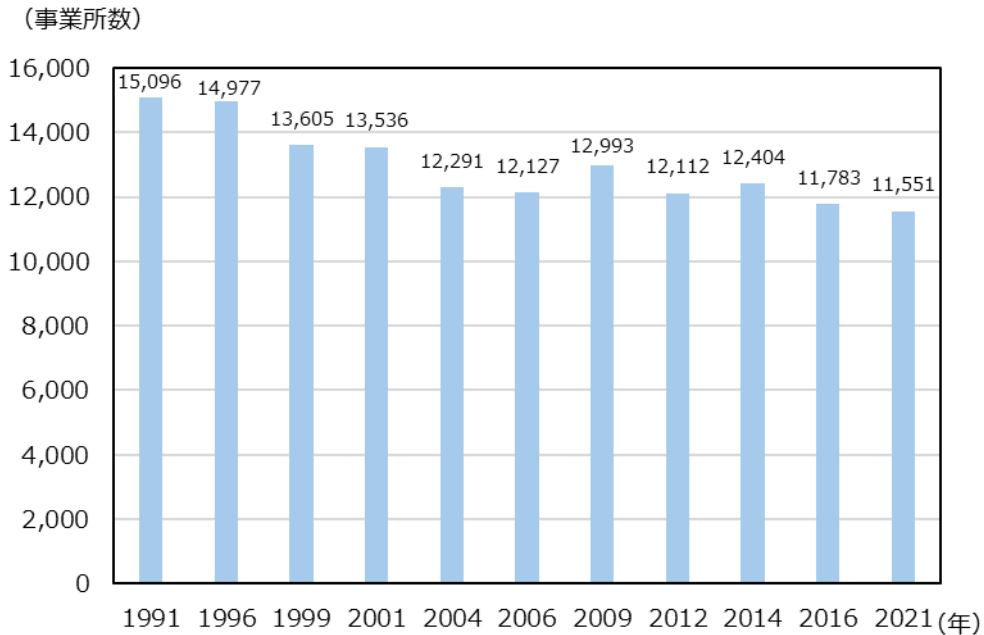


出典：千葉県の統計情報より

図 2-1-8 年齢階層別人口構成（1990年と2020年との比較）

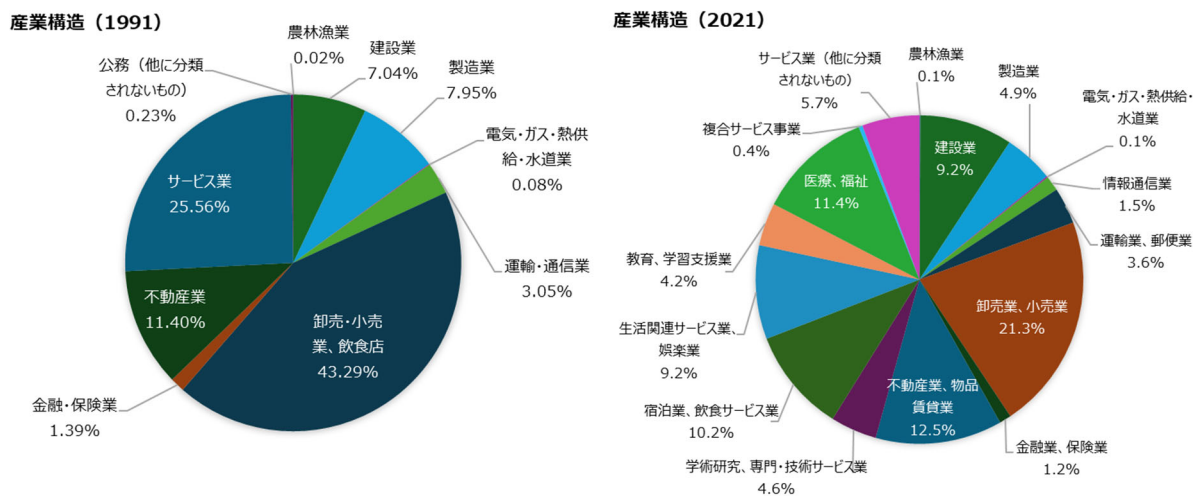
(6) 産業構造

2021（令和3）年における市内の事業所総数は11,551事業所となっており、1991（平成3）年と比較すると約23%減少しています。なお、産業分類別事業所数の割合は、製造業、卸売業、小売業及び飲食業の割合が減少し、その他サービス業が増加しています。



出典：市川市統計年鑑より

図 2-1-9 事業所数の推移



出典：千葉県統計年鑑より

図 2-1-10 産業分類別事業所数の割合

また、本市における商工業、農水産業の概要は以下の通りとなります。



商業

本市の商業は、小売業が主であり、卸売業と小売業をあわせた商店数は、2021（令和3）年では2,458店舗（うち小売りが1,859店）（令和3年度経済センサスより）となっています。

千葉県が行った消費者購買動向調査（平成30年度）によると、市川市民の約6.1%が衣料品を東京都内で購入しています。この割合は前回調査の6.7から若干減少しています。そして、全品目でインターネットショッピングの利用率が29.5%に達し、特に婦人服（45.1%）や書籍（44.5%）で高い利用が見られます。

また、週1回以上商店街を利用する人の割合は46.7%となり、前回の50.9%から減少しています。

工業



本市の工業は、臨海部の鉄鋼、非鉄、石油、化学等の工業と内陸部の金属製品、機械器具、印刷・印刷関連、食料品等の工業に分けられ、臨海部の一部の大企業を除いて、中小企業が大半を占めています。

近年の事業所数、従業員数、製造品出荷額等の推移は、業種によりばらつきはありますが、事業所数と製造品出荷額等は増加、従業者数は減少しています。

また、近年では、業種転換や市外への工場移転の動向が見られ、地域に根付いた産業の活性化や産業構造の変化に対応した新たな展開が求められています。

農業



本市北部の農地では、市川の特産である梨や野菜等の都市近郊型の農業が営まれています。近年では、従事者の高齢化や後継者不足により経営耕地面積は減少し、休耕地の増加が見られ、環境や景観面で課題となっています。また、休耕地は、体験学習や市民農園等への活用が求められています。

漁業

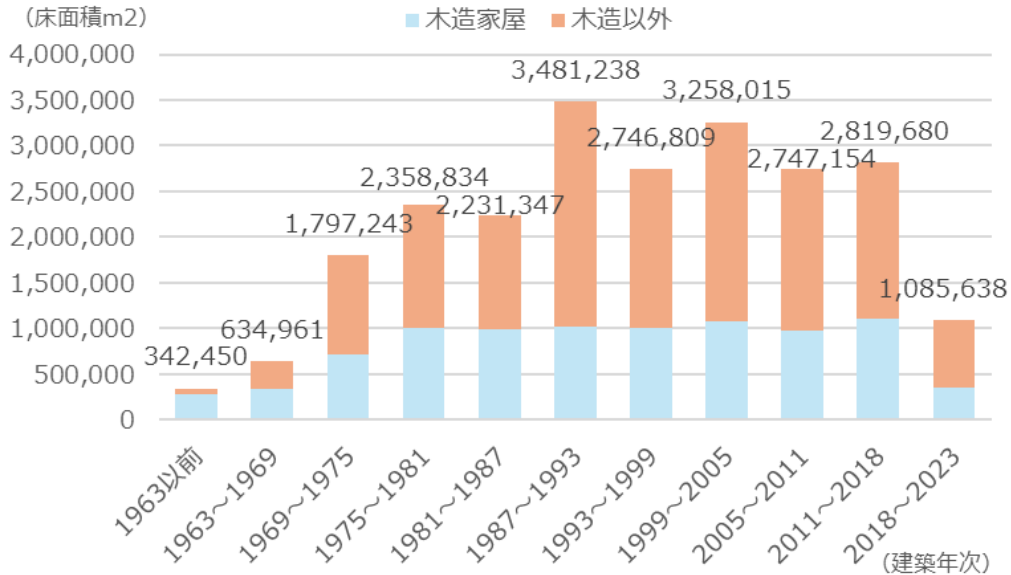


本市の東京湾に面している臨海部では、多様な水産業が営まれています。主な漁業活動として、海苔養殖、アサリの採捕、小型機船底引き網漁業、船引き網漁業、固定式さし網漁業などが行われています。特に、東京湾における海苔養殖は、生産・経営において長く全国をリードしてきた、わが国固有数の伝統産業でした。本市でも、漁業組合員が漁場の確保や技術改革に大変な努力と苦勞を傾け、やっと安定的な生産にこぎ着けるようになってきていました。

(7) 家屋

建築年次区分による家屋の床面積の推移によると、市内にある家屋のうち、1999（平成11）年^注以前に建築された家屋が全体のおよそ6割を占めています。

注：2013（平成25）年度改正前の省エネ法に基づく建築物における省エネ基準は、平成11年基準



注：床面積には、専用住宅以外（事業所等）も含まれます。2019～2023年は5年分の合計です。

出典：固定資産の価格等の概要調書より

図 2-1-11 建築年次区分による家屋の床面積の推移

表 2-1-3 建築年次区分による家屋の床面積の推移と割合

建築年次		木造家屋の床面積 (m)	木造以外の家屋の床面積 (m)	床面積の合計 (m)	全体に対する割合
(西暦)	(和暦)				
1963 以前	昭和 38 以前	273,797	68,653	342,450	57.8%
1963～1969	昭和 38～44	342,453	292,508	634,961	
1969～1975	昭和 44～50	707,650	1,089,593	1,797,243	
1975～1981	昭和 50～56	1,009,516	1,349,318	2,358,834	
1981～1987	昭和 56～62	995,174	1,236,173	2,231,347	
1987～1993	昭和 62～平成 5	1,017,109	2,464,129	3,481,238	
1993～1999	平成 5～11	1,009,402	1,737,407	2,746,809	
1999～2005	平成 11～17	1,083,442	2,174,573	3,258,015	
2005～2011	平成 17～23	973,961	1,773,193	2,747,154	
2011～2018	平成 23～30	1,103,082	1,716,598	2,819,680	
2018～2023	平成 30～令和 5	357,426	728,212	1,085,638	
床面積の合計 (m)		8,873,012	14,630,357	23,503,369	100.0%

注1：床面積には、専用住宅以外（事業所等）も含まれ、建築年次区分は、各年1月2日から翌年1月1日までです。

出典：固定資産の価格等の概要調書より